

最近の高校入試改革の動向



八木三男

はじめに

昨年の総選挙遊説中の十二月十日、中曽根首相は「教育改革七つの構想」を発表し、六・三・三制学校体系の見直しを提起するとともに、当面の緊急課題として入試制度の改革をあげた。高校入試については、「偏差値依存の進路指導の是正」をいい、高校入試制度の「多様化」「弾力化」を主張した。また大学入試制度については、共通一次テストを、一九八六（昭和六二）年秋までに、試験科目の縮小を主に、見直しを行うよう文部大臣に指示した。また首相は、一般論と前置きしながら、「仏教・儒教など日本の古くからの精神文明を忘れてはいけな」として、「指導要領の改正もこれに伴って行う」と強調したものである。

文部省も同じ時機に、公立高校入試制度を昭和六十年から改革することを決め、外部の専門家による検討会議を発足させ、学力偏重をやめ、内申書のクラブ活動の評価や、試験科目の削減を含む多様な入試

判定基準の導入を改革の重点にした。

日本の受験競争の過酷さは、今日のいわば「教育困難時代」の中心問題でもあり、子どもの心身や学力の発達をいびつにしている元凶でもあり、早急にその改革に着手することは、国民的な要求であると思われるが、問題はその方向である。

最近の高校入試制度の改革の動向は、直接中等教育制度やその教育内容に関わるだけでなく、日本の教育の根幹とも深く関わっている。

昨年から首相周辺、文部省等の発言、たとえば、中教審・教育内容等小委員会（最野次郎委員長）の「審議経過報告」（昨年十一月十五日）、首相ブレーン会議の「二十一世紀のための教育改革の五原則について（案）」（本年二月）、首相の私的懇談会「文化と教育に関する懇談会」（井深大前長）報告（本年二月）等、矢つぎばやに出される提言は、一貫して、教育の「多様化」「個性化」をいい、戦後の民主教育が一貫して追求してきた人間の平等の理念を画一化と称して非難している。平等画一化が、現在の学校教育の抱えている「荒廃」「青少年の非行の増

大、受験地獄等の根元であるという認識である。

いまこの小稿で「多様化」あるいは「弾力化」―「個性化」という論理が、教育の理念に照らしてなにを意味するか、教育理念としては平等化が個性化を包摂しなければならぬだろうというような問題を含めて明らかにする余裕はないが、少なくとも、高校入試制度の改革を通じて、これら政府・財界の主張が、具体的にどのような貫徹しようとしているのかを明らかにしたいと思った。

またこの小稿では最近の各府県の入試改革動向を検討しながら、総合選抜制についても考えてみたいと思った。

雑な議論で恐縮だが、討議のための素材を提供できれば幸いである。

一、政府は高校入試をどう変えようとしているか

去る七月二十日に文部省は、事務次官名で学校教育法施行規則の一部改正について、各都道府県教委及び知事あてに通達（文初高第ニ八二号）を出すとともに、初等中等局長名で「公立高等学校の入学選抜について」各県教委あてに、入試の多様化を求める通知（文初高第ニ八二号）を出した。

その内容は概略次の通りである。

（一）従来の学力検査は「同一時期に同一問題によって、各都道府県内いっせいに実施すべきものとされていた」ものを「必ずしも同一時期に同一問題により実施する必要はない」としたこと。（学校教育法施行規則

第五十九条第四項の別添）

（二）転学を希望する生徒については「欠員のある場合には、転学を許可することができる」といつていたものを「欠員のある場合に限らず、教育上支障がない場合には転学を許可することができる」としたこと。（第六一号）

以上「通達」

（三）「各高等学校・学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う」とし、特に各高等学校ごとの選抜

基準を承認していること。

（四）（一）のことから、「同じ高等学校においても定員の一部を留保して、入学希望者を二回にわたって実施する」など複数の機会を与えるように工夫すること。

（五）「調査書の各教科の学習成績以外の記録」（たとえば学級・生徒会・クラブ活動やボランティア活動等）「については、これを積極的に利用すること」ただし安易に点数化して利用しないよう配慮すること。

（六）推薦入学については「積極的に実施することが望ましく」「普通科においても実施することを考慮することが望ましい」

（出面接は積極的に利用すること。その場合「方法や基準を明確にしておくこと。複数の試験官が面接すること」などを考慮すること。

（八）年々増加する帰国子女については「入学定員に一定の枠を設けたり、通学区域について弾力的な扱い」をすること。「以下通知」

公立高校の入試については、制度的には学校教育法施行規則第五九条によって例外なく入試・学力検査を実施すべきことを定め、実施主体やごく基本的な実施方法が規定されている。しかし一方では一九六六年の通達（文初中第四三二号）「公立高等学校の入学選抜について」で、学力検査の教科数や内申書の記載内容等、入試の実施方法の具体策については、各都道府県教委の自由裁量としたのである。それ以降各都道府県ごとに入試の具体的な実施方法にかなりの工夫がなされたものである。そして文部省は特有の通達行政として、入試大綱を通達あるいは通知の形で示し、政策的な誘導をしてきたのである。

こんどの文部省通知は、（一）入試選抜方法の多様化、（二）選抜の評価基準の多様化を内容とするが、それが準備したのは、六月二十二日に出された「高校入学者選抜方法の改善に関する検討会議」の「報告書」（以下「報告」という）である。この会議は昨年十二月に文部省が学識経験者や中・高校の校長らをメンバーに発足し、「報告」は半年で仕上げられた。

このように文部省が、半年あまりの短期間で、高校入試ひいては日本の中高等教育制度そのものの内容に強い影響を与える改革を、通知という形で着手したのは、現在の偏差値教育といわれる差別・選別の教

育が、中学校を中心とする生徒の非行や校内暴力に代表される「荒廃」をもたらし、もはや放置できない段階にきているという認識に立つたからにはかならない。

また、「臨教審」による「教育改革」を現実に国民的な支持のもとに成功せよとする中曽根首相の強い要請があったからにはかならない。

以下「報告」を主に、今次の高校入試改革の意図を明らかにしていきたい。この「報告」は前記七月二十日の通知が、教育委員会が、入試について「総合的な検討を行う際には」その「内容を十分参考」にするように特別に要請したものである。

「報告」によると、

第一に高校入学の適格者主義を一層発展させて、水準の異なる各高校ごとに適格者をさだめ、各高校ごとに判定できる道を開いたことである。

現入試大綱（一九六六年、初・中・高共通）では、高校入学者選抜を「高校を受けるに足る資質と能力を判定して行う」とあったものを「報告」では「各高校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定」とすると変えられている。かつて、一九六六年以前の旧大綱にあった「高校教育の普及・機会均等の精神にのっとり志願者のなるべく多数を入学させることが望ましい」としていた、高校教育のすべての子どもに開かれた国民教育の理念からは一層はなれてしまった。

第二に「各高校の教育を受けるに足る」「必ずしも同一問題」によらない選抜基準と方法をうちだし、高校側の選抜権を一層強化することによって、現実の学校格差を固定しようとしていることである。これが「特色ある高校づくり」に他ならない。

戦後の新制高校発足当初からの全県一斉、同一問題による学力検査方式は、高校の選抜における特権的地位を廃して、高校教育を中学校教育の基礎の上に立たせることを前提に、中学校と高校の接続を、理念としても実際にも保障してきた措置であって、それによって中学校教育がまがりなりにも「正常」な姿を保ってきた。いままで、高校入試は中学校教育における生徒の到達度をはかるという重要な任務をお

びていたのである。

第三に、第二の問題の発展として、選抜のための評価基準の多様化という問題である。「偏差値よりも人格を」という首相発言の主旨にもとづいて、内申書のいわゆる「特記事項」欄（ホームルーム・生徒会・クラブ活動）や「性格・行動の記録」等の評価を「人格評価」として、選抜基準のなかにとりこめという問題である。しかも学校によっては、面接や推薦制を大幅にとりいれることによって人物本位に可否をきめてよく、また試験教科の成績を学校の特色によっては、同一に配点・評価する必要はないという傾斜配点の主張である。

この学校による学力検査の傾斜配点は、学校教育法施行規則第五九条の同一問題による学力検査の実施にもかかわらず、配点まで同一であるとは規定していない、という文部省の解釈がすでにあつて、一九八二（昭五七）年施行の高校教育学習指導要領の「能力・適性に応じた教育・特色ある学校づくり」という主旨に沿うものであるとしている。

現実には昨年一月に、熊本県教委は、熊本北高に英語科を設置するに際して、英語五十点満点を百点に換算、職業高校でも、学科によって傾斜配点を導入し、来年度からの実施をきめている。

このような高校入試の選抜・評価基準の個別化は、次のような指摘を杞憂とはいえない大きな問題点をはらんでいる。

「大きくは学力検査および調査書の教科成績重視型の、エリート高校」と、調査書の「特記事項」や推せん制の運用にもとづく「人格」・「適性」重視型の、大衆的高校への二極分解を促していくことになる。とくに後者の場合に、中学校での低学力・非行生徒が、高校側の選抜権の行使によって切り捨てられることを警戒しなければならぬ」（『赤旗』七月三〇日）。ただし現実の高校は、どうにもならないほど受験学力によって幾筋もの袋小路のように分解しており、それが一層どうなるかという問題でもあらう。また、大衆的高校にしても、子どもの基礎学力に最も心を痛めている関係から、教職員の烈しい抵抗も予想され、単純に「人格」・「適性」重視型とはいかないであらう。ただし、非行生徒が切り捨てになるのは確実である。

推薦制の問題は、来年度から新潟県教委も農業科と水産科に導入をきめている。「補足」として、後述することにした。

第四に、「報告書」が通学区（学区）の設定について、「特色ある高等学校の学科等については」と限定しながらも、高校の多様化したがつて広げることが望ましい、としている問題である。

『新潟日報』（六月二四日）は次のように主張した。「むしろ逆ではないのか。現在、高校への進学率は九四％に達し、高校への進学を希望する生徒のほぼ全員がどこかの高校へ入れる状態になっているにもかかわらず、なお受験競争が緩和しないばかりか、ますます異常な過熱状態を招いているのはなぜなのか」「いまの公立高校間に学校格差があり、通学区が広がっているために、多くの中学生が「よりよい高校」を目指してしのぎを削られているために、さまざまなゆがみが起っているのである。そのゆがみを正すには、高校間格差を縮小することが唯一の解決策であろう。もともと、住民の税金でまかなう公立高校に格差のあること自体がおかしいといえはいえる。」そして現在の高校の国民教育機関の性格から、入試そのものの廃止へ向けて検討を急ぐべきだとしている。

私は基本的にこの「日報」の主張に賛成するが、現実に通学区の問題を中心に、全国的にどのような改革が行われようとしているか、高校の「多様化」「個性化」「学校選択の自由」を名として、主に「総合選抜制」「京都の高校三原則」が危機に頻している状況を、次の章で具体的に明らかにしていきたい。

補足 新潟県の推薦入学について

七月二十日の文部省通知は、推薦入学を積極的に実施することをすすめて、普通科でも考慮することを望んだが、来春から、新潟県でも、農業科・水産科にかぎって推薦入学の制度を設けることをきめた。（本年三月、県教委は「新潟県高等学校全日制課程の職業教育を主とする学科における推薦入学実施要綱」を決定）。資料的な意味もこめて、記録しておくことにする。（以下は新潟県教育委員会、昭和五九年五月、新潟県教育委員会、による）

1 実施の時期

昭和六十年入学選抜から実施する。

2 実施学科

全日制課程の農業、水産に関する学科の全小学科において実施する。

3 推薦入学者数

当該小学科の募集定員の一五％程度を上限とする。

4 実施の方法

(1) 出願資格

推薦入学を出願できる者は、当該年度に県内中学校を卒業する見込みの者のうち、次の条件を満たし、在学中学校長の推薦を得た者とする。

ア 当該学科に対する明確な目的意識を有するもの
イ 当該学科に対する適性・興味・関心及び学習意欲を有する者

ウ 健康で人物が優れている者

エ 調査書の各記録が優良である者

（注）付帯事項として、学業成績のうち十段階評定に換算して評定七以上が二以上ある者

(2) 選抜方法等

ア 推薦入学出願者については、学力検査は実施せず、面接を実施する。

イ 選抜に当たっては、中学校長から提出された「推薦書」及び「調査書」並びに面接の結果を資料として総合的に判定する。

ウ 合格内定とならなかった者が、新潟県公立高等学校を志願する場合は、選抜要項の定めるところにより、改めて関係書類を志願先に提出するものとする。

県教委は、推薦入学導入について、主たるねらいを次の三点にまとめた。

(一) 中学校の生徒に職業教育についての理解を深めさせ、確固たる目的意識を持たせて高等学校に入学させることにより、中学校における進路指導の適正化を図る。

(二) 目的意識が明確で適性を有する生徒の入学を促すことによって、職業教育を主とする学科に活力を与え、職業教育の活性化を図る。
(三) この制度を通して、中学校・高等学校の相互理解、相互信頼を深め、中学校・高等学校六年間の継続した指導による成果を期待する。

(注：六年間の継続した指導とは、その生徒個人に対する中学校における職業教育を指すのかどうか不明、制度的な保障はない) 筆者

さらに「他の学科においても、将来的には普通科をも含めて、実施について検討する必要がある」としている。

一九八二(四五七)年の文部省調査によると、全日制でなんらかの推薦制度をもっているのは、農業科(三五道府県)、工業科(二〇都道府県)、商業科(一八道県)、水産科(二六都道県)、家庭科(一四都道県)、推薦制度を有しない府県は新潟県を含めて一一府県になっている。

推薦要件は、東京・石川など新潟県とほぼ同趣旨になっているが、山形県や富山県では、第三学年の成績が一〇段階評定の平均が五以上の場合となっており、山形県では、商業科、看護科を除いて、農業、工業、水産、家庭科などは推薦入学希望者は、募集定員枠を下廻る結果になっている。全国的に推薦枠は全体の一〇%~三〇%の間に分布し、看護科を除いては多くの学科で定員に満たない県が多い。特に水産科は、東京・石川等数都県を除いて定員を大中に割っている。推薦出願者の合格率も埼玉や東京の二〇~三〇%から長野や愛知の一〇〇%まで全く区々であることが知れる。

推薦入学については、推薦基準を学力評定が十段階の五以上とする富山県の実態の報告がある(富山県教組の調査、「北日本新聞」昨年十月三十日)。推

薦制に出願した学校は八九・二%にのぼり、この制度に関心があり、進路指導によくとり入れられている様子が窺われるが、成績の基準などによって、出願希望者の二四%が断念せざるを得なかったという。「職業科をとりまく社会が変化しないのに、推薦で職業科を希望する者はいない。総評五以上の生徒が推薦制に関心がないのは、偏差値による輪切りの入学試験・高学歴志向の表われだ」とするのが県教組のコメントだという。まあそんなところだろうと思われる。

新潟高教組は、推薦制導入について、基本的にはそれを承認しつつ、次のような内容の要求書を五月二十八日付で県教委に提出した。

(一) 目的意識をもつすべての生徒に門戸を開放する観点から一五%枠をはずすこと。

(二) 出願資格に過年度卒業生も含むこと。

(三) 「調査書の各記録が優良である者」を、(一)の観点から削除すること。

四面接する場合は、各校において民主的に選ばれた面接委員会をつくること。

(四) 実施綱目の作成については、高教組と協議すること。

以上の要求書の内容のうち、(一)~(三)の項目は簡単に現場の教職員の同意を得られないと思われる。高校現場には強いその学校独特の選抜権ともいえる意識があり、できるだけ厄介者はいれたくないという気持がある。さきに記した全国動向・富山県のような例がおけると承知しながら、(一)~(三)の規制をはずすことには同意しないと思われる。

しかし一旦推薦によって入学した生徒が、その学校や学科に最初から適応して、不本意入学ではない意識を持つ可能性は大いにあり得るわけで、その辺の実践的な見解を知りたいところであるが、基本的に偏差値による選別体制からのがられるものでないことは明らかである。

二、各府県にみる「多様化」「個性化」の実態について

① 兵庫県の場合

兵庫県の高校入試は、一九六八（昭四三）年以來のいわゆる「兵庫方式」である。中学校が作成する内申書（田舎書）を主資料に、学力検査結果を補助資料として可否を判定する。学力検査も中学校で学ぶ九教科のうち七科目を二・三教科ずつミックス出題するものであった。ねらいは中学校での日常の学習過程で培われる思考力をみようというものである。

しかしその後逐年教科別のテストの色あいを濃くしていたが、昨年十月十八日に、今春から主要五教科を完全教科別に、実技系教科は二教科混合とし、学力重視へ転換した。

一方来年度から、公立高校に、英語科、理数科を新設する方針をきめている。英語科は、外国人による英会話、原書の読解、論文作成等高度な英語力を養成し、在学中に英検一級合格の実力をつけさせるほか、フランス語等を第二外国語として導入する。外国語系大学への準備課程である。理数科は、情報処理をはじめ、総合数学・理数物理などの科目をもちこんだ理工系大学のミニ版といった授業内容とし、理工系大学への進学を前提にする。この二つの科は、全県一学区の完全推薦制とする、としている。総合選抜入試制度に対する挑戦である。

② 広島県の場合

広島県教委は昨年十二月に、今春から、広島県福山地区の公立高校入試について、現行の総合選抜対象五校に、英語・理数の二類型（コース）の特別クラスを設置し、そのクラスにかぎって生徒が自由に学校を選択できる類型別選抜方式の導入をきめた。総合選抜による等・均質な生徒募集から、「特色ある学校」づくりを目指すとしている。福山誠之館（旧福山中）に理数二クラス、葦陽（旧女学校）に英語二クラス、他の三校に理数・英語各一クラスずつ設置する。類型別クラスを志望する生徒は、進学したい学校を自由に選べるほか、総合選抜を第二志望とすることを認め、不合格者を救済する。

さらに一九八五（昭六〇）年以降に、体育・音楽・美術類型を設置する、としている。

これは特に福山地区で、総合選抜によっていわゆるエリート校がなくなり、岡山県の私立の進学校に越境入学する生徒が三六〇人に達したために、「生徒の適性に応じた制度を設けるとともに、大学進学にも対応できるように」（田所教育長）するためである。主として、大学進学に便利な高校をつくることを目的にしたものである。広島県教委では、福山地区の実施状況をみて、全県に拡大するつもりである。

ここでも総合選抜による均・等質な学校をつくることを敵視し、「多様化」「個性化」「適性」「能力」等を名として、いわゆるエリート校を復活させようとする意図が明白である。

③ 京都府の場合

戦後高校三原則（ひょうごの高校内に複数の学科を設置する三原則、男女共学、一進学区にひとつの高校・小校区）を土台にすえた高校教育制度を一貫して守り、府民の教育の機会均等を保障してきた京都では、林田保守府政になって、主として大学進学・学校選択の自由などを口実に、全国的にも最もドラマティックな高校教育改革が行われようとしている。昨年十二月の「高校教育制度検討委員会」（府教育の審問機関・会長京大名誉教授 前田健雄）の最終答申案がそれである。

この答申書によると、この高校教育改革によって京都固有の高校三原則は男女共学を除いて崩壊させられようとしている。高校入試制度を中心に、その内容を摘記すれば、以下のようなものである。

(1) 「特色ある学校づくり」と「能力」「適性」に応じた教育を行うとして、普通科を以下のように三類（コース）に分ける。

① 第Ⅰ類 「各教科・科目の履習について全体的に均衡のとれた標準的な教育課程の類型群」、それをさらに「文系・理系・一般系などに分ける」いわば標準類型、つまり普通の学力の子どもの課程である。

② 第Ⅱ類 「各教科・科目の学習内容を拡充・高度化し、特に生徒の学力の伸長を図る教育課程の類型群」人文系・理数系・文理系・外国語系にわける。学校規模によって一・二クラス設置する。いわば一

流大学進学むけの学力伸長コース。つまりできる子の課程。

③第Ⅲ類 「生徒の適性・興味・関心に応じて特定の教科・科目の履習に重点をおき、特に生徒の個性の伸長を図る。体育系・芸術系・実務的な学習をとりいれた生活教養系などに分けられる。各校に一クラスおくことが望ましい」いわば個性伸長コース、つまりが学力不振の子の課程。

(2)Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ類別に合格者をきめる。第Ⅱ、Ⅲ類は第一学年から類型別、第Ⅰ類は第二学年からいくつかの類型に分けるのが望ましい。英語等は習熟度別授業を導入する。

(3)京都市地域を四通学区に分ける。小学区制は廃止し、中学区制にする。

(4)第Ⅱ・Ⅲ類は通学区内のいずれの高校へも出願でき、第Ⅰ類は従来通り居住地を通学区(いわゆる小学区)とする高校へ出願する。京都市内は総合選抜をのこす。

(5)一九八五(明六〇)年度から実施する。

以上のような答申案に対する市民・各高校・京教組などの反対運動もはげしく、結局今春三月の府教委・京都市教委の最終決議では、答申案の基本はそのままに、以下のような若干の修正をした。

(1)京都府四六高校全部に第Ⅱ類が設置された。京都市全部の高校に第Ⅱ類の人文・理数・郡部高校にいくつかの文理コースが設置された。外国語系は他の県の応募状況からみて不評であるので設置なし。

(2)第Ⅲ類は各学区(中学区)に一校ずつ設置(京都市内は四学区)、ただし九学区中、体育系八、芸術系一、第Ⅲ類は学力不振児のためのコースという認識が現地では強い。

(3)第Ⅱ類の人文・理数間の移動は二次に一五%以内で認める。

(4)府立商業高校を新設して、小学科による単独選抜とする。京都の場合、総合制といっても、同一校多課程の設置ということであるが、いくつかの高校で商業科の廃止が決められている。「総合制」の一角が崩されてきていることは明白である。

×

×

×

以上の三府県の例は、戦後の教育理念すなわち憲法第二六条の「ひとしく、その能力に応じて」教育の機会を平等に保障し、誰でもがその発達の要求に応じて教育を受ける権利を有するという理念に対する重大な挑戦と受けとめなければならない。

すなわち、地域総合選抜制、あるいは京都風の高校三原則に対する否定であるからである。いま三府県で行われようとしている高校入試制度の改革は「多様化」「個性化」を名として、人間を平等にとらえようとする戦後教育の理念の否定につながるという危しきを得ない。父母と教職員・地域が一体になってあえてエリート校をつくらず、勉強のできる子もできない子も、経済的に豊かな子も貧しい子も、同じ学校で、民主的な人格を陶冶し、国民的な教養を培うために奮闘してきた府県をねらいうちして、そこに再びはげしい選別の教育をもち込み、一層激烈な偏差値による高校入試を展開させようとしている。

新潟県のように高校間の学力格差がすでに極めて薄い輪切り状に確立し、進学校といわゆる底辺校が截然と分れている地域では、このような高校入試や教育内容に対する激しい攻撃は比較的少ない。戦後の教育理念の実現にむけて、地域と学校・父母が連帯してたたかい、人間の平等を理念としてきた地域にこそ、非常に通俗的な大学進学問題を主な理由として攻撃がかけられているということである。さきの府県の場合、人間の平等を理念とすればするほど、私立の特別な進学校が発達し、大学進学問題を主な理由として、公立高校の権威が相対的に低下していくのである。新潟県の場合は、私立の特別な進学校が発達する条件はあまりない。日本特有の学歴主義が、日本の中等教育をいかに蝕んでいるか、戦後宮々として築きあげてきた京都の民主教育の制度的な塔であった高校三原則が無慚に切りきざまれていく姿をみるにつけ、胸のふさがる思いである。

ここで感情的になってはいけませんが、前にいった通り、「検討委員会」の「報告」が多様化を推進するために、学区を拡大する方向が望ましいとしたことに対して、この辺でいま攻撃にさらされている地域総合選抜制についての戦後の到達点を明らかにしておくのは必要なこ

とである。

三、総合選抜制について

新潟高教組が提起して組織した高校教育問題審議会（会長 北村四郎）の第一次答申（新潟県公立高等学校教育の改善に関する施策ならびにその運動のすめ方についての答申 一九八四年三月）によると、高校入試について「偏差値による高校入試を廃止し、学校の諸条件を等しく高め、高校間の格差を解消することである」「格差さえなければ高校への入学にさして大きな競争は起らないはずである」とし、高校間の格差の解消を入試改善のための提言の中心においている。実際は、公立高校の格差を解消しただけでは、京都その他の県の例でもわかるように、私立の進学校が一層発達するから、究極的には大学入試制度の具体的な改革の展望を必要とする。それにしてもなぜ、高校審議会の答申に、地域総合選抜についてのコメントがないのか、不思議である。その理由について知りたいところである。

総合選抜制や高校三原則については、すでに木下春雄「高校教育改革の基本問題」（一九七三年、民衆社）や、細金恒男「高校入試改革と総合選抜制」（『国民教育』No.61・一九八四年）等、ごく最近では、民研中等教育研究会の共同研究「高校の総合選抜制入試―歴史的経過と現状」（『国民教育』No.61・一九八四年）など、国民教育研究所を中心に、すぐれた研究がある。以下、主としてそれらによって、討論のための素材を提供しておくたい。

高校入試における総合選抜制は、高校の学校間格差とそれにとともに中学校における偏差値輪切り教育の是正をはかる制度的措置である。現在一三都府県でおこなわれている。学校間格差の是正は、このような入試の措置だけで達成されるわけではなく、各高校の教育的質が、全体として高められ、教育条件が一層整備されることによって高校間の均質化が保障されるが、現状では、その地域のいくつかの高校に入

試成績によって、通学の便を勘案しながら生徒を配分する総合選抜制（以下総選抜）が、中学・高校を一貫する民主的制度改革の前提であることはたしかである、とするのが、先行する研究の結論である。

京都府では、一九四二（昭和十七）年に文部省の提唱にしたがって、特に京都市内で居住地優先配分による制度の確立があり、順次職業学校へと拡大した。そして、公立校の学校差をなくすために、一流校の一流教員を他の公立学校へ転任させ、学校間の優劣を解消させる政策までとられたといわれる。当時すでにあった、「学校の伝統」や「個性」が消滅する、といった批判に対して、文部省見解は、「私のところは首席の秀才ばかり集めて、高校（旧制）へ多量の卒業生を送り出す学校です、というような学校であったとすれば、たしかし総合考査制（戦後の総選抜制）の結果なくなるであろう。しかしそれはなくなっても結構ではないか」というきわめて明瞭なものであった、といわれる。

戦後は特に西日本を中心に、総合選抜制が採用され、一九六〇年後半には、教職員組合や住民運動によって、一層広汎に実施されるにいたった。

『国民教育』No.61は、総選抜の定着・拡充・発展をめざすとりくみでいくつかの検討課題をあげているが、この小稿の行論にあわせて自己流になぞり返すと次のようになる。

(1) 地元の高校間にいちじるしい格差があつてはならないという、父母・住民のいわば「地元校意識」が総選抜を生み育てる基盤になる。その場合、自治体・地元中学校と高校の連携が大きな力になる。

(2) 総選抜による学力の均等化という条件では、大学進学競争が地域の高校同士ではげしく行われる実態があり、また私立の進学校があれば、大学進学問題は総選抜の死命を制するほどの困難な課題としてふくれあがる可能性がある。

(3) 学校間格差の是正は、一方で、その学校内の生徒の学力幅を非常に広げる状況が生れる。高校間の学力の均質化は教育実践上の困難としてあらわれる。ただし、現実に徹底した輪切りによる選抜が行われている底辺校における教育の困難に比べれば、困難さは少ないにして

も、学力補充等の意識的なとりくみが必要になる。「習熟度別指導」等学習指導上の方法についての教師間の集団的な吟味が日常的に要請される。

いずれにせよ、高校入試改革において、戦後の選抜方法の民主的到達点としての総選制の総括が、いま全面的になされる必要を感じる。そして戦後教育の理念の実現にむかう地域住民の意志と全教職員との連帯の力が、総選制を含めた高校入試改革にむけて、どのように発揮されなければならないか等の筋道を明らかにしなければならないだろう。

また京都の高校三原則についていえば、かつて「京都民主府政—その到達点と課題—」（自治体研究社、一九七四年）は次のように総括したことがあった。

(1) すべての子どもを対象として高校教育を論じる基盤があること。
(2) 共通学習を深め、仲間とともに学び合い、全体として基礎的な学力を高めてきていること。
(3) 自主活動を保障し、連帯を深め、自治能力の育成につとめてきていること。

(4) 学校間の格差の解消に努力し、中学校における受験競争を緩和していること。

(5) 国の基準財政需要額を大幅に上まわる高校教育費を支出し、父母の教育費負担の軽減につとめていること。

(6) 小学区制であるために、住民の意志の反映がより可能であり、国民のための高校づくりにとって有利な条件をつくっていること。

もう少し具体的にいえば、京都の中学校では、業者テストは行われているが、一部分が利用されているにすぎず、進路指導で偏差値による精緻なふり分けはない。一般に普通科と商業科の学力格差はそれほどなく、工業科も他県と比べれば他課程との学力差は少ない。

また小学区内に教校の中学校があるにすぎない関係から、教師の家庭訪問も比較的容易にでき、学区内の中学・高校の教師の交流・教科研究会等が組織され、ひとりひとりの生徒について中・高校間の連絡

もできている。最近では「学力診断テスト」が中・高校の教師の共同で作成されつつある、など低学力の克服に対する対応も進んでいる、ということである。（「甲野隆一「高校三原則について考える」、『教育』一九八三年十二月号、国土社、専断稿）

まとめにかえて

以上みてきたところを、ごく簡単にまとめてみよう。

(一) 現在考えられている高校入試改革の動向は、さし当っては総合選抜には手をつけず、（もっともいくつかの県では廃止されたが）中学区制に移行しながら、そのなかに特別に進学用の類型、低学力用の実務的な類型を設けて、「能力主義」的に選別を強化する試みである。「特色ある学校づくり」を学科ごとの学力格差を通じて作り出していくことに求めていることが看取される。

そして保守化傾向を強めている地方自治体に「通達」行政を通じて、文部省の意図を貫徹させようとしている。

(二) 学科あるいは類型に学力格差をつけることによって、偏差値による合格可能性がはじき出され、中学校ごとのはげしい進学競争が避けられなくなるだろう。

周知のように、昨年十一月に出された中教審教育内容等小委員会の報告は、中学校段階での選択制の拡大とならんで、習熟度別指導の導入を提案している。それは一九六六年の中教審答申「後期中等教育の拡充・整備について」以来、文部省が一貫して追求してきた能力主義政策のひとつの到達点であった。

現段階の中学校の習熟度別指導は、志望する高校の類型あるいは学科に必要な学力別に事実上編成された指導方法として、義務教育としての中学校に導入される危険性がある。

（三）つきに入試制度改革の現在の意味についてである。

中曽根首相の教育改革の当面の課題が入試改革にあることはすでに

いった。現在の政府の教育改革構想は、一般の行政改革と連関しており、教育財政の徹底的な削減という制約をうけている。国会で決議したはずの四十人学級の実現や非行、校内暴力の要因の重要なひとつといわれる大規模校の解消の問題を徹底的にさばっている政府ができる教育改革が、龐大な財政支出を伴う抜本的な制度改革にまで到るかどうか疑問である。

教育内容の反動的改革、受益者負担を原理とする諸改革とならんで、比較的財源のいらない簡便な教育の反動的な再編成として、入試改革が考えられているのではないだろうか。入試改革が教育の内容や体系に直ちに大きな影響を与えるかは、大した財政支出を伴わない大学共通一次テストが、高校や大学の教育に与えた影響の大きさをみれば明らかである。マークシート方式という非教育的非学問的なテストによって、高校生の知的探究心や知的気概をいかに低め、高校や大学の教育をいかに荒廃させているかは、衆目の一致するところである。

四日本中等教育の多様化Ⅱ個性化を名とする一層の選別の強化は、少くとも資本主義諸外国たとえばイギリス、フランス、イタリア等の教育改革の動向に逆行している。これらの国々のめざす教育改革は、伝統的な中等教育の選別的複線型の学校体系を国民的に開放した単線型の体系に再編成することである。

フランスだけについていえば、フランスで「教育の民主化」というとき、それはなによりも「教育の平等」を意味しているといわれる。一九七五年のアヒ法（教育に関する法律）以来、複雑な学校体系が改められ、コレージュ（中学校）は、すべての小学校修了者が進学する単線型総合中学校になり、コース制を廃して共通教育プラス選択科目制に統一された。普通教育リセ（高校）と技術教育リセは一本化しつつある。少なくとも中学校からの能力主義的な学校分化、コース分化、小学校からの原級留置制は緩和されてきている。日本のように戦後の中等教育の理念としての単線型から学科の細分化を含む複線型への方向転換とは全く逆の方向に進んでいる。

因最後に付言すれば、高校段階のような生徒の年令による発達過程

では、その適性・興味や進路に応じた教育内容や方法の多様化Ⅱ個性化は避けられないということである。問題は、戦後の日本の教育理念Ⅱ憲法第二十六条の「ひとしく、その能力に応じて」平等に教育の機会が保障され、人間の平等を前提に、だれもがその人の個性にみあった教育を受けられる体制をいかに民主的につくりあげるかということではない。

そのためには、とりわけ、現在攻撃にさらされている京都の教育が、到達度評価の実践をはじめ、戦後の民主府政と住民運動にささえられながら果してきたすぐれた教育の実践的な成果を、いま私たちはあらためて学びとらなければならぬだろう。

いま「臨教審」が考えているトップダウン方式が教育改革の方針策定には有効であるとする明治流の専制的な教育論議に対して、真に民主的な教育論議を下から積みあげていくこそ、私たちに課せられた重要な課題なのである。

（村上高等学校）

